

平成 26 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

民事法（民法・商法）問題紙

B日程

平成 25 年 10 月 27 日

9 : 30 ~ 12 : 00 (150 分)

(220 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科 目 名	ページ
民 法	1 ~ 2
商 法	3

3. 解答用紙は、4 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科 目 名	枚数	配点
民 法	3 枚	120 点
商 法	1 枚	100 点
合 計	4 枚	220 点

4. 解答用紙は 4 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

民 法

(配点 120 点)

問題 1

建物賃借人Aは、賃貸人Bの承諾を得て、1階建て賃借建物（以下甲建物）に2階部分（乙部分）を増築した。乙部分には、出入口が作られ、設置された階段から外部への出入りができる構造になっていた。なお、甲建物は、Bの所有する土地の上に建築されていた。

その後、建物賃貸借契約は、合意解除されたが、その際、A B間では、乙部分の所有権帰属については話し合われなかった。

問

A B間に乙部分の所有権帰属について争いが生じた。以下の①,②について理由を付して答えなさい。(30点)

① 乙部分が独立の建物と認められない場合に、Aは、Bに対してどのような主張をすることができるか。

② 乙部分が独立の建物と認められる場合に、Bは、Aに対してどのような主張をすることができるか。

問題 2

Aは、寝具店の運転資金としてB銀行から500万円の融資を受け、担保として自己の所有する丙建物に抵当権を設定し、設定登記を済ませた。

その後、Aは、資金繰りに苦しみ、丙建物に備え付けられている豪華なシャンデリア（時価100万円）を売却して資金に充てることを企て、取り外したシャンデリアをCに100万円で売却した。Cは、買受けたシャンデリアについて、自宅の天井に備え付けるために必要な改修工事が終了するまで預かってほしいとAに依頼し、Aの承諾を得てAに預けたままであった。シャンデリアについて上記の事情を知ったB銀行は、Cに対してどのような主張をすることができるか、理由を付して答えなさい。(30点)

問題 3

以下の（１）～（６）の記述には一部誤りがあります。根拠を簡潔に示した上で、どの部分が誤っているか指摘して下さい。なお見解に相違がある部分については判例の立場に従って検討して下さい。（１問 10 点×6 問＝60 点）

（１） 他人の権利の売主を権利者が単独で相続した場合、他人物売買契約の目的となっている権利が当然に権利者から買主に移転する。

（２） 建物建築請負契約において、注文者と元請負人との間に、契約が途中で解約された際の出来高部分の所有権は注文者に帰属する旨の約定がある場合において、当該契約が中途解約されたとき、下請負人が自己の材料を提供して施工した出来高部分の所有権は下請負人に帰属する。

（３） 不動産の売買契約が取り消されたことを理由とする原状回復義務として、買主は登記手続をする義務を負い、売主は代金を返還する義務を負うが、これらの義務は同時履行の関係には立たない。

（４） A の B に対する 100 万円の金銭債権を被担保債権として C 所有の甲土地に抵当権が設定された後に、B が C から甲土地を購入した。この場合、B は A に対して抵当権消滅請求をすることができる。

（５） 共同相続人の 1 人が遺産分割協議において他の相続人に対して債務を負担したがこれを履行しない場合、他の相続人は民法 541 条により当該遺産分割協議を解除することができる。

（６） 債務超過の状態にある債務者が特定の債権者だけに優先的に満足を得させる意図のもとに当該債権者と通謀して、債務者が第三者に対して有する債権を代物弁済に供した場合であっても、譲渡債権額が代物弁済によって消滅する債権の額を超えない場合には、当該代物弁済は詐害行為にあたらぬ。

商 法

(配点 100 点)

問題

株主の数が1500人であるY株式会社（公開会社。なお、Y社には取締役の報酬に関する定款の定めはない。）の取締役であるAが取締役を退任した。そこで、Y社では、株主総会において、「退職慰労金贈呈の件」が議題として掲げられ、Aの退職慰労金について最高限度額を定めず、具体的金額、支給時期、方法等については、Y社の支給基準に従い決定すべきことを取締役会に一任する旨の決議がなされ、圧倒的多数の賛成により可決された。

当該株主総会において、Y社の株主であるXが、退職慰労金の算定基準の具体的な内容について質問をしたが、議長であるY社の代表取締役は、「当該基準を記載した書面が本店に備え置かれているので、そこで閲覧して欲しい」旨を述べ、算定基準に関する具体的な説明はなされなかった。

当該株主総会決議は適法であるか否かにつき論じなさい。